

新型インフルエンザ対策閣僚会議の開催について

〔平成23年9月20日
閣議口頭了解〕

1. 新型インフルエンザの発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザ対策閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、全閣僚とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
4. 関係省庁間の事務を調整し、この会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。
5. 会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。